

調達要求番号：1PTH1A40511

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	9150-003-9284-5	仕 様 書 番 号
タービン油	EQ-K170025P	
	作 成	平成12年 1月24日
	変 更	令和 2年 9月28日
	作成部隊等名	関東補給処 松戸支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において空気圧縮機、一般機械等に使用する市販品のタービン油（以下、“製品”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

安全データシート（以下、“SDS”という。）

化学物質など取扱いに配慮を要する物質を含む製品について、労働安全衛生法第57条の2及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条に基づき、危険有害性などの、使用者が安全に使用できるようにするために必要な情報が記載された文書をいう。

なお、細部の記載要領は、JIS Z 7253による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 2213

タービン油

JIS Z 7253

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

国際標準化機構（ISO）

NDS Z 0001

包装の総則

NDS Z 8011

角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令

消防法（昭和23年法律第186号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。


3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

3.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**図1**によるほか、用字及び書体は、**NDS Z 8011**による。ただし、製造年月に代えて出荷検査年月を記載してもよい。その場合、製造年月と表示せず出荷検査年月と表示する。

なお、使用方法、取扱及び保管上の注意事項は、日本語表記で記載し、国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記する。

陸上自衛隊  ^{a)}	
品名	タービン油
物品番号	9150-003-9284-5
内容量	20 L
製造年月又は出荷検査年月 ^{b)}	
納入年月	年 月
ロット番号	
納入者又は製造者 ^{c)}	

注 ^{a)} 機関名及び**GLT-CG-Z000001**の**図2f**に示す物品管理区分標識を記載する。

^{b)} 製造年月又は出荷検査年月を記載する。

^{c)} 納入者、製造者の名称又はその略号を記載する。

例 製造者 ○○化学工業(株)

図1—製品の表示

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

5.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.3 容器及び外装の表示

容器及び外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS Z 0001によるほか、次の項目を明記する。

- a) GLT-CG-Z000001の図2fに示す物品管理区分標識
- b) 調達要求番号
- c) 品名
- d) 梱入数量
- e) 製造年月又は出荷検査年月
- f) 納入年月
- g) ロット番号（付与されている場合）
- h) 契約の相手方の名称又はその略号

5.4 納入単位

納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、15℃における容量（L）とする。

6 その他の指示

6.1 納入書類

6.1.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、日本語表記版のSDSを各納地につき1部とする。

なお、SDSは、作成日又は改定日を明記した最新版とし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記する。

6.1.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入に先立ち、日本語表記版のSDS 1部を陸上自衛隊関東補給処松戸支処需品部へ提出する。

なお、SDSは、作成日又は改定日を明記した最新版とし、製品が国内の消防法及び労働安全衛生法に該当する場合は、その旨を明記する。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号	1 P T H 1 A 4 0 5 1 1	作成部隊等名	関東補給処 松戸支処
調達要求年月日	令和 3年10月26日	作成年月日	令和 2年 9月28日
仕様書番号	EQ-K170025P		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	摘要
タービン油	ENEOS(株) FBKタービン32	—
	コスモ石油ルブリカンツ(株) コスモタービンスーパー32	
	出光興産(株) ダフニータービンオイル32	
	シェルルブリカンツジャパン(株) シェルターボオイルT32	
	新日本油脂工業(株) キューミックハイドロリック オイルHM VG32	
又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)		
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) J I S K 2 2 1 3の2種(添加), I S O V G 3 2に適合するタービン油とする。

3 容器

容器は、次によるものとし、製品を20L(15℃)封入する。

- a) ペール缶とし、へこみ口ふた、プロテクター、ベロ及び取手付とする。
 b) 消防法に適合するものとする。
 c) 外面塗装は、商慣習とし、さびなどの製品に影響を与える有害な欠点があってはならない。